

作新学院大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

作新学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、作新学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神は「作新民」として具体的に明文化され、公表されている。大学の使命・目的及び学部学科、研究科の教育目的も、学則上に明記されているとともに、大学案内をはじめとする各種印刷物や大学のホームページ等に明示し、学内外に周知している。また、大学の使命・目的及び教育目的を体系的に整理し、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映している。

そして、「作新学院大学中長期目標」や「作新学院大学中長期計画」を設定し、重点項目ごとに自己点検・評価を行い、中長期計画の年次実施計画を策定している。

「基準2. 学修と教授」について

各学部・研究科のアドミッションポリシーが募集要項等に明示され、受験生の適性に合わせた多様な入学者選抜を適切に運用している。入学定員及び収容定員を満たしていない状況が続いている中、「作新学院大学中長期計画」を策定して、適切な学生数の確保に向けて全学的に入試広報活動に当たっている。学生担任制を採ることで、学修面と学生生活面のサポートを行い、退学・除籍率、休学率が改善されてきている。

キャリア教育の正課科目として、「キャリアデザイン1・2」を必修科目として設置し、キャリア教育に努めている。また、キャリア・就職支援課を置き、就職ガイダンスをはじめ、個人面談を実施するなど、就職支援の体制を構築している。

学生による「授業評価アンケート」を実施するなど、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。

学生サービス、厚生指導のための組織として、学生部委員会と学生課の連携のもとで、学生相談一般から、心的支援、障がい者支援等に対する手厚い支援を行っている。

教育目的の達成のため、施設設備を適切に整備し、有効に活用している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、寄附行為に従って適切な運営を行っており、教職員は、就業規則をはじめとする組織倫理に関する規則に基づき、業務を遂行している。理事会は寄附行為において最終的な意思決定機関と位置付けられ、戦略的意思決定ができる体制となっている。

学校教育法改正に伴う規則改正が行われ、学長が最終決定した方針に基づき、教育研究を遂行する体制が整備されている。

職員の資質・能力向上のために、毎年複数回のSD(Staff Development)研修会を実施し、また外部研修会に関係部署の職員を派遣し、受講後に報告・共有している。

帰属収支差額の支出超過が続いているため、財政再建策を伴った中長期財務計画の実行に全学的に取り組む、安定した財務基盤の確立と適切な収支バランスの確保に向け、一層の改善が求められる。会計監査は監査法人と監事による監査を行っている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価については、学則第 4 条に明確に定め、実施している。

評価体制については、大学評価委員会を設置し、その下に大学評価ワーキンググループと PDCA サイクル点検作業班があり、自己点検・評価体制を確立している。

PDCA サイクル点検作業班が停滞事項等の展開策を運営会議に提言し、自己点検評価書の改善・向上策を大学改革に反映させる仕組みの確立と機能が整備されている。

総じて、大学は、船田周初代学長が示した「北関東で小粒だがきらりと光る大学を目指したい」の志を引継ぎ、日々改革・改善に努めている。具体的には、平成 26(2014)年度からの総定員削減、新学科改組により、過去 2 年の入学定員充足率は大幅に好転している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携協力・地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「作新民」として明文化され、その解説文も具体的に文章化され、公表されている。

また、建学の精神に基づき、大学の基本理念を「自学・自習」「自主・自律」と定め、それに従って教育研究の目的を①実学を重視し②チャレンジ精神を持った人材を養成する③社会的正義に基づいた良心を持ち、他人の気持ちや苦悩を理解し、異なった価値観を持った人とも共存できる、心豊かな人材を養成する④真のグローバリズムを持った人材を養成する⑤自己表現能力をしっかりと持った人材を養成する—の五つにまとめ、簡潔な文章化を行い、公表している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「北関東で小粒だがきらりと光る大学」を目指し、地域に貢献し、地域とともに歩む大学を個性・特色として明示している。

学校教育法に照らして、使命・目的及び教育目的は法令に適合している。また、大学の使命・目的及び学部学科、研究科の教育目的も、学則上に明記されている。

使命・目的は学部改組等の中で具現化されると同時に、4年ごとの自己点検・評価、5年ごとの中長期計画の見直しを行うことにより、時代の変化に対応できるようにしている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的については、大学案内をはじめとする各種印刷物や大学のホームページ等に明示し、学内外に周知している。

また、大学の使命・目的及び教育目的を、体系的に整理し、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映している。

理事会、教授会等を通じ、役員、教職員の理解と支持を得て、大学の使命・目的に従い、「作新学院大学中長期目標」や「作新学院大学中長期計画」を策定し、重点項目ごとに自己点検・評価を行っている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、必要な教育研究組織を整備している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学のアドミッションポリシーに基づき、各学部・研究科それぞれのアドミッションポリシーが大学ホームページ、パンフレット、募集要項に明示されている。

受験生の適性に合わせた多様な入試がアドミッションポリシーに沿って行われ、また留学生入試は日本語能力を重視して行われており、入学者選抜がそれぞれ適切に運用されている。「学業奨学生制度」などの制度を設けて、経済的な理由で進学が困難な学生や優秀な学生の確保を行っている。

収容定員を満たしていない状況が続いている中、「作新学院大学中長期計画」を策定して、適切な学生数の確保に向けて入試課職員と各学部代表者が協力して学生募集活動に当たっている。

【参考意見】

○人間文化学部人間文化学科では収容定員充足率が低いので、定員確保に向けて全学を挙げて取り組むことが望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神及び教育研究上の目的ののっとして教育課程編成方針を教育企画会議が検討し、大学教育センター、各学部教務委員会が具体的な教育課程を編成している。大学・学部学科・研究科の各カリキュラムポリシーは明文化され、履修要項にて学生・教職員に配付・周知されるとともに、ホームページにて公開されている。

「共通教育科目」では、大学で求められる学修スキル、専門教育科目の学修に必要な基礎能力の獲得を図っている。また、「専門教育科目」に配置した実践的科目によって、地域社会の問題に関する具体的な知識を修得できるよう工夫されている。

専門教育の教育課程を再構成したコアカリキュラム化に取り組んでいる。経営学研究科が擁する二つのコースのうち、ビジネススクールでは1年間を4学期制にして各科目が各学

期の8週間で完了するように工夫して社会人学生に配慮している。

【参考意見】

○各学部とも履修単位数の上限が高く設定されているので、単位制度の実質化の観点から検討が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

運営会議、大学教育センター、学生部委員会など全学的体制で、学修支援及び授業支援を行っている。少人数制の学生担任制をとることで学修面と学生生活面のサポートを行い、修学意識が低下している学生と怠学傾向のある学生の早期把握に努めて個別面談を行うなどきめ細かい指導を行うとともに、休退学者等の状況を全学で共有することで、退学・除籍率、休学率が改善されてきている。心身の健康問題を抱えた学生に対して、キャンパスライフ支援室を中心に学生相談を行うことに加えて、大学の支援を受けて大学院生がボランティアで「れいんぼーさろん」を運営して履修指導や授業支援を行っている。オフィスアワーを全学的に実施しており、学生による利用状況を更に上げるよう努めている。TA 及び RA(Research Assistant) の規則を設けて、教員の教育活動支援だけでなく、大学院生への教育の場としても活用を試みている。学修及び授業支援の改善に向けて「授業評価アンケート」を実施して、活用している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

「秀、優、良、可、不可」の成績評価基準を設けて単位認定を行っている。学生に GPA(Grade Point Average) の重要性を認識させる働きかけを行うことで、学生の学修意識の向上が見られるように効果が表れつつある。経営学部・人間文化学部では、共通教育科目は 40 単位以上、専門教育科目は 84 単位以上の修得を卒業要件として定めている。経営学研究科博士課程前期・博士課程後期、心理学研究科修士課程において、修了要件となる修得単位数、論文審査の過程が厳密に定められている。卒業判定は各学部教務委員会が作成する原案に基づいて教授会で、修了判定は研究科委員会で、それぞれ厳正に行われている。

る。

【参考意見】

○学部のシラバスについて、授業計画や授業外学修の項目で記載内容の質と量に統一性がないので、記載内容の充実と効果的なシラバスチェックの実施が望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育の正課科目として「キャリアデザイン1・2」を1年次、2年次の必修科目として設置している。

インターンシップ制度については、2年次必修科目として「インターンシップA」を、3年次選択科目として「インターンシップB」を設置している。

キャリア・就職支援課を置き、就職ガイダンスをはじめ、「学内合同企業説明会」「公務員試験対策講座」を実施している。また、職員5人を配置し、個人面談を行うなど、就職支援の体制を構築している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

卒業・修了する学生について、「進路決定届」による調査を行い、卒業後・修了後の進路状況を把握し、教育の達成状況の評価を実施している。

学生による「授業評価アンケート」を各教員につき半期1科目ずつ実施するなど、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。「授業評価アンケート」の集計結果は、授業改善に結びつけていくために、各担当教員にフィードバックしている。また、平成25(2013)年度後期からは、各教員の数値データを学内に公表している。

「学生生活アンケート」を毎年行い、中長期計画に反映させている。また、教育的活動の技術向上を目的としたESD(Educational Staff Development)委員会を設けて、専任教員全員が各自の持っている指導上有効な方法を発表して共有するなど、改善に結びつけている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生指導のための主たる組織として、学生部委員会と事務組織である学生課の連携のもとで、学生相談一般から、心的支援、障がいのある学生の支援など手厚い支援が行われている。

課外活動への全体的な指導・支援は、施設面の充実を含み適切に行われている。中でも、強化部（硬式野球部、サッカー部、陸上競技部、バドミントン部）に関わる事項を協議する機関として体育協議会が置かれ、強化部についてはスポーツ特待生制度を設けている。また、大学独自の経済的支援の「船田特別奨学金制度」を設けているなど、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

学生の意見をくみ上げる仕組みとして、生活全般に関しては「学生生活アンケート」を実施して、活用している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専門教員を確保し、適切に配置するとともに、特別任用教員制度等を用い教育指導を充実させている。

教員の採用・昇任は、「作新学院大学教員の採用及び昇任に関する規程」に従って、適切に運用している。また、教員の職務評価システムを試行している。FD 活動を進めるために組織体制を整備し、全学を挙げて FD 活動が行われている。

教養教育の実施については、教育企画会議において教育方針、方法の骨格について決定し、大学教育センターの教務運営セクションが中心となり各学部教務委員会との調整を行うなど、組織上の措置及び運営上の責任体制が確立されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、附属施設等の施設設備を適切に整備し、有効に活用している。図書館の規模も適切であり、かつ十分な学術情報資料を確保しており、学生だけでなく地域住民にも開放している。また、主要教室にはマルチメディア装置が設置され、視聴覚教室、共用音楽室、演習室、ラウンジが教育目的を達成するために設置されている。

施設設備の安全性については、平成 23(2011)年の東日本大震災以降、学内の建物について応急危険度判定を実施し、判定結果に基づき、修繕等を実施している。また、防災訓練に関しては、地域と協力して実施している。

施設設備のバリアフリー化は必要に応じてリニューアルしており、各校舎に身障者用トイレ、スロープを設置し、教育棟・図書館等にエレベータを備えている。

授業を行う学生数は教育効果を上げられるような人数となっている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は、寄附行為で組織の倫理について定め、適切な運営を行っている。教職員は、就業規則をはじめとする組織倫理に関する規則に基づき、業務を遂行するとともに、使命・目的を実現するために継続的な努力をしている。

教育機関として必要な教育研究に関する諸規則、個人情報保護、公益通報に関する諸規則が学校教育法をはじめとする関係法令にのっとって定められ、遵守されている。

危機管理に関する規則を定め、危機管理マニュアル等を作成し、学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能している。また、キャンパス・ハラスメント防止に関する規則等を制定し人権について配慮するとともに、環境保全に配慮し各種施策を推進している。

大学ホームページ等を通じて、教育情報及び財務等の経営情報を学内外に適切に公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為において最終的な意思決定機関と位置付けられ、寄附行為に基づき理事が選考されている。理事会は定期的開催され、理事及び監事の出席率が高く、法人の使命・目的達成に向けて戦略的意思決定ができる体制となっている。

理事会の授権に基づいて常勤理事会が設けられ、原則毎月開催され、法人の業務に関する重要事項や教学に関わる重要事項を審議し、理事会に上程される課題について迅速に対応できる体制となっている。

【改善を要する点】

○理事会・評議員会で決算について審議・承認された後に、当該年度の補正予算の審議・承認が行われているので、適正な順序で予算・決算の審議・承認を行うよう改善が必要である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長は、理事会で決定された方針に従い、大学を統督し、校務をつかさどる権限を有し責任を負っている。学長が諮問する大学の審議機関である運営会議で、重要事項について学内の意見等を調整しながら審議し、学長が最終決定を行い、業務の執行が大学の使命・目的に沿って適切に行われている。

学校教育法改正に伴う規則改正を行い、教授会に関する規則において、学長に意見を述べる審議事項を明記している。学長が最終決定した方針に基づき、全学教授会、学部教授

会、研究科委員会において、教育研究を遂行する機能分化の基本的枠組みが整備されており、学長のリーダーシップを適切に発揮する体制を整え周知している。

学長を統括的に補佐する役割を担うために副学長を置き、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制を整えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長、大学事務局長は理事及び評議員として、学部長は評議員としてそれぞれ選任され、また、理事長、常務理事、学長、大学事務局長が構成員の常勤理事会を月 1 回行い、法人及び大学間のコミュニケーションによる意思決定が円滑に行われる体制になっている。

寄附行為に基づき、評議員及び監事が選任され、監事は理事会・評議員会に毎回出席し、学校法人の業務及び財産の状況等について意見を述べている。評議員会の出席率は高く、寄附行為に基づいて適切に運営されている。

事務局が定期的開催する課長会に学長、副学長が参加し、大学の審議機関である運営会議に理事長、常務理事がオブザーバーとして出席するなど、理事長、学長のリーダーシップと法人及び大学の相互チェック機能が発揮される体制が整備されている。また、理事長課長会にて理事長に各課の現状報告と問題解決の提案が直接できる体制をとっており、ボトムアップによる意見の集約ができる体制となっている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成のため、事務組織規程で事務分掌が明記され、事務の遂行に必要な職員を適切に配置し、業務遂行の管理体制を構築し、適切に機能している。

大学事務局長が提示する大学事務局の事業計画に基づき、各課の綿密なアクションプラ

ンが策定され、各課職員は目標課題を設定し、課長が課員の目標管理を行っている。

職員の資質・能力向上のために、毎年複数回のSD研修会を実施し、また外部研修会に関係部署の職員を派遣し、参加した研修会の内容を学内で報告することで共有している。

職員人事考課規則に基づき人事考課を年1回行い、好成績を上げた者に対し、夏冬の賞与に反映している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

過去5年間帰属収支差額は支出超過であり、特に人件費比率などが全国平均を大幅に上回る厳しい財政状況が続いている。平成27(2015)年度から中長期計画(5か年)がスタートしたが、それに付随する中長期財務計画は、平成27(2015)年5月の常勤理事会、理事会、評議員会において、理事長より2年以内に収支均衡を実現するよう計画を見直す旨の発言がなされた。その後、本格的な財政再建策を伴った中長期財務計画を作成し直し、10月の理事会・評議員会にて再度審議することになった。

財政再建の一環として平成26(2014)年度からの定員見直し、新学科改組により平成26(2014)年度、平成27(2015)年度の入学定員充足率は好転している。財政再建策の柱として①人件費等各種経費の削減②教育充実費の引上げ③奨学金の適切な水準までの見直しによって、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保をする計画である。

【改善を要する点】

○帰属収支差額の支出超過が続いているため、大学は財政再建策を組込んだ中長期財務計画の実行に全学的に取り組む、適切な収支バランスを確保するよう、一層の改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準、「学校法人船田教育会経理規程」「学校法人船田教育会経理規程施行細則」に基づき適正に実施されている。会計監査は監査法人と監事による監査

を行っている。監査法人とは監査契約を結び、年間で 30 人日程度、日常的会計処理や会計帳簿に関する定期的監査を受けている。また、理事長より将来構想等の聴取も行われている。監事は理事会、評議員会に出席して情報の共有化に努め事故防止を図っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価は平成 4(1992)年「作新学院大学自己点検・評価委員会」を発足させ、平成 19(2007)年大学評価委員会として発展的に改組し、学則第 4 条「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行うものとする」に基づいて活動している。評価体制は、大学評価委員会委員に学長以下教学の各責任者や事務局長を配し、バランスの取れた構成となっている。大学評価委員会のもとに大学評価ワーキンググループと PDCA サイクル点検作業班があり、自己点検・評価体制を確立している。周期については原則として 4 年に一度実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価については、各基準の改善・向上策の取組みが個票として作成され、評価項目ごとに現状把握のための十分な調査・データ収集と分析が大学評価ワーキンググループにより行われている。この評価項目ごとに作成された文書やエビデンス集が大学評価委員会で検討され、運営会議に上程された上で、各基

準の評価項目ごとの個票に改善目標が設定される。そして、この個票に設定された改善目標の実績評価を PDCA サイクル点検作業班がチェックし大学改革に反映させる仕組みになっている。

また、評価結果をホームページに掲載・公表し学内外に発信している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 21(2009)年度に受審した日本高等教育評価機構における指摘事項の具体的な改善・向上策も踏まえ、平成 25(2013)年度の自己点検・評価の結果を大学改革につなげていく体制を強化し機能させるため、PDCA サイクル点検作業班が設置されている。PDCA サイクル点検作業班が改善・向上策の停滞事項等の展開策を運営会議に提言することで、自己点検評価書の改善・向上策を大学改革に反映させる仕組みが確立され、その機能性が整備されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A-1 地域貢献・地域連携に関する実践と組織体制の構築

A-1-① 地域貢献・地域連携に関する実践と情報共有

A-1-② 地域貢献・地域連携の方針の明確化と組織体制の構築

【概評】

中長期目標である「世界的視野に立ち、地域社会に貢献することで、人類の福祉に貢献できる人材」の育成を実現するための施策の一つとして、「実学を重視し、地域社会と世界をリードする人材の育成の拠点を目指す」という項目を掲げている。大学と地域社会双方の協働事業の推進と協働広報活動に全学で取組み、支援・発展させるための実行組織として学長をセンター長とする地域協働広報センターを設置して諸活動を展開している。主な事業として、①県内四つのプロスポーツチームと連携協力協定を締結して、スポーツを通じた地域振興に係るさまざまな調査・研究、人材育成の実施②特定非営利活動法人栃木県防災士会と連携協定を締結して、防災・減災の課題調査、モデル訓練、大学での公開講座などの実施③平成 18(2006)年に採択された文部科学省の「現代 GP (現代的教育ニーズ取組支援プログラム)」事業の継続・拡大として、県内の多くの地域で学生によるまちおこし事業の展開④大学院心理学研究科附属臨床心理センターを開設して、市民や栃木県中央児童相談所の要請を受けての臨床心理士による相談事業の実施一が挙げられる。このほかに

作新学院大学

も、大学の人的資源を生かした教員免許状更新講習の開講、県内唯一の図書館司書教諭講習講座の実施、大学附属図書館と多目的ホールである「作新清原ホール」の地域開放などの事業・活動を行ってきている。このように、地域の活性化、安心・安全の確保、知的活動の拠点、精神的健康の維持など、地域からの要請が強い活動を多方面にわたって展開して地域から高く評価されており、更に外部資金の導入を図ることによって、今後ますます積極的に推進することが期待される。

